

## 事業系ごみについてのQ&A



**Q** 小型家電リサイクル法が施行されましたが、事業所で使用済みの小型家電を排出する場合にはどのように処理すればいいですか？

**A** 平成25年4月1日に施行された小型家電リサイクル法では、事業者が使用済小型家電を排出する場合には認定事業者等に引き渡してリサイクルに努めることが事業者の責務として規定されています。また、その際には、廃棄物処理法第12条第5項及び第6項、第12条第3等、廃棄物処理法の規定を遵守して委託する必要があり、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付又は電子マニフェストの使用が必要になります。認定事業者は、環境省のホームページでご確認ください。

**Q** ごみが少量しか出ない、種類も一般家庭ごみと変わりませんが？

**A** 量や内容に関わらず事業活動に伴って排出されたごみは事業系ごみです。少量であっても、適正な処理をしてください。

**Q** どうして事業所のごみを市は収集しないのですか？

**A** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」とされています。ごみを出した事業者の責任において自ら処理していただくことになります。

**Q** 許可業者に委託する場合の料金は決まっているのですか？

**A** 許可業者ごとに、廃棄物の種類、収集量、収集の頻度、収集コースなどによって料金は変わってきます。詳しくは許可業者とご相談ください。

**Q** 住居兼店舗で商売をしているが、ごみの区別はどうすればよいですか？

**A** 日常生活から発生した家庭系ごみはごみステーションへ出せますが、事業活動から発生したごみについては一般廃棄物と産業廃棄物に区分していただき、それぞれ適正な処理方法で処理していただくようお願いします。

**Q** 事業系廃棄物を、家庭ごみのステーションに出したらどうなるのですか？

**A** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では不法投棄となり、罰則が適用されることがあります。

**Q** 事業所のごみを自分で焼却してもいいのですか？

**A** 庭や路上でドラム缶などを使用し、焼却することは法律で禁止されています。焼却は法に基づいた焼却施設でしかできません。